

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する業務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤枝市は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をとり個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤枝市長 北村正平

## 公表日

平成27年9月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給について、学齢前児童に対する施設型給付費等の支給認定、施設・事業所の利用、保育料などの情報管理や支弁台帳などの統計帳票の出力を行う。また、施設・事業所からの請求情報の管理を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び子ども・子育て支援法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。</p> <p>①子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理(子ども・子育て支援法第20条第1項)</p> <p>②子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第20条第1項)</p> <p>③子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に対する応答(子ども・子育て支援法第20条第4項、第5項)</p> <p>④子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理(子ども・子育て支援法第22条)</p> <p>⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理(子ども・子育て支援法第23条第1項)</p> <p>⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第23条第1項)</p> <p>⑦子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に対する応答(子ども・子育て支援法第23条第2項、第3項)</p> <p>⑧子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第23条第4項)</p> <p>⑨子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に対する応答(子ども・子育て支援法第23条第4項、第5項)</p> <p>⑩子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第24条第1項)</p> <p>⑪子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る応答(子ども・子育て支援法第24条第2項)</p> <p>⑫子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請に対する応答(子ども・子育て支援法施行規則第16条第1項)</p> <p>⑬子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請の受理(子ども・子育て支援法施行規則第16条第2項)</p>
③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第一の8の項及び94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号および同法別表第二(情報照会の根拠) 番号法別表第二 116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部児童課
②所属長の役職名	児童課長
6. 他の評価実施機関	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号 藤枝市役所 総務課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号 藤枝市役所 児童課

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

